

【オプトレ!】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
第 1 条 (本約款の趣旨)	<p>2. <u>本約款において、「本取引」とは金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 4 号に規定する取引であるヨーロッパタイプの店頭通貨バイナリーオプション取引をいいます。</u></p>	<p>2. <u>当社の店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ!」とは、将来の一定期日（または期間）（判定時間といいます。）に、原資産（各種為替レート）の価格が、はしご（ラダー）状に複数設定されている権利行使価格の内、お客さまが選択された一つの権利行使価格以上となるか、下回っているかを予測するヨーロッパタイプの店頭通貨バイナリーオプション取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 4 号に規定する取引）をいいます。各回号に定められた購入受付開始時間から購入受付終了時間（判定時間の 1 分前）までの間に、権利行使価格に応じたオプション購入金額をお支払いいただきます。その後、各回号の判定価格（判定時間における原資産価格）が権利行使価格に達している（コールオプションであれば原資産価格が権利行使価格以上となる、プットオプションであれば原資産価格が権利行使価格を下回ること。）と当社が判断した場合にはペイアウト金額（権利行使条件に達した場合の受取金額）を受け取ることができます。しかし、各回号判定価格が権利行使価格に達していない場合、ペイアウト金額を受け取ることはできず、支払ったオプション購入金額の全額を失います。</u></p>
第 4 条 (定義)	<p>4. <u>「権利行使価格帯」とは、オプションの買い手が権利行使をする時の原資産の価格帯としてオプションの取引時に決めたものをいいます。</u></p> <p>5. <u>「判定時間」とは、ヨーロッパタイプのオプションにおいて、権利行使価格（または権利行使価格帯）と原資産の価格を比較する時間をいいます。（一般的には「権利行使期日」という）。また、この時間の価格を判定価格と言います。</u></p> <p>6. <u>（略）</u></p>	<p><u>（記載なし）</u></p> <p>4. <u>「判定時間」とは、ヨーロッパタイプのオプションにおいて、権利行使価格と原資産の価格を比較する時間をいいます。（一般的には権利行使期日という）。また、この時間の価格を判定価格と言います。</u></p> <p>5. <u>（略）</u></p>

<p>第 8 条 (口座の名義)</p>	<p>6. 本口座の開設の申し込みに際して、お客さまは当社に対して正確な必要情報を提供するものとし、また申込時にお客さまが提供した必要情報に変更が生じた場合には、お客さまは直ちに当社に対して通知するものとします。お客さまが申込時に事実と異なる必要情報を提供した場合、または必要情報の変更にもかかわらずお客さまが当社に対して変更の通知をしなかった場合には、これらに起因してお客さまに生じた一切の責任はお客さまが負担するものとし、当社は、故意または重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。<u>なお、当社が提供する他のサービス等において、必要情報の更新があった場合は、当社にてお客さまの必要情報が一致する状態に変更することがあります。</u></p>	<p>6. 本口座の開設の申し込みに際して、お客さまは当社に対して正確な必要情報を提供するものとし、また申込時にお客さまが提供した必要情報に変更が生じた場合には、お客さまは直ちに当社に対して通知するものとします。お客さまが申込時に事実と異なる必要情報を提供した場合、または必要情報の変更にもかかわらずお客さまが当社に対して変更の通知をしなかった場合には、これらに起因してお客さまに生じた一切の責任はお客さまが負担するものとし、当社は、故意または重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第 9 条 (本取引の取引条件、本サービスの範囲)</p>	<p>3. 個別取引ごとの具体的に注文するオプションの種類 (ラダーオプション、レンジオプションの別)、通貨ペア、回号、ラダーオプションにおける権利行使価格購入区分 (コール、プットの別)、レンジオプションにおける権利行使価格帯購入区分 (インオプション、アウトオプションの別)、オプション購入数量等、その他の事項は、第 13 条に従ったお客さまの注文に基づき、決定されるものとします。</p>	<p>3. 個別取引ごとの具体的に注文する通貨ペア、回号、権利行使価格購入区分 (プット、コールの別)、オプション購入数量等、その他の事項は、第 13 条に従ったお客さまの注文に基づき、決定されるものとします。</p>
<p>第 10 条 (本サービス提供の一時停止)</p>	<p>(6) <u>当社のシステムがコンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等により、またはその恐れがある場合で取引の継続が困難であると当社が判断した際には、開催中の回号を中止し売却取引も含めた全ての取引を停止し、状況に応じて強制払い戻し (購入金額の返金) を行うことがあります。強制払い戻しが決定した場合であっても、決定の時点で既にオプションを売却されていた場合は、その売却が優先されますので、強制払い戻しの対象とはなりません。</u> <u>継続する回号の開催についても、安全性を確認できるまで中止することがあります。</u></p>	<p>記載なし</p>

<p>第 13 条 (注文および注文の有効期限)</p>	<p>1. お客さまは、本取引を行うにあたり、本システムに従い、取引可能時間内に注文するオプションの種類 (ラダーオプション、レンジオプションの別)、通貨ペア、回号、ラダーオプションにおける権利行使価格購入区分 (コール、プットの別)、レンジオプションにおける権利行使価格帯購入区分 (インオプション、アウトオプションの別)、オプション購入数量等の注文事項を明らかにした上で、注文を行うものとします。本取引にかかる注文は本システムに従ってのみ行うことができるものとします。</p>	<p>1. お客さまは、本取引を行うにあたり、本システムに従い、取引可能時間内に注文する通貨ペア、回号、権利行使価格、購入区分 (プット、コールの別)、オプション購入数量等の注文事項を明らかにした上で、注文を行うものとします。本取引にかかる注文は本システムに従ってのみ行うことができるものとします。</p>
<p>第 15 条 (オプションの売却)</p>	<p>3. お客さまが、取引可能時間中に売却取引を行わず、また原資産価格が権利行使価格 (または権利行使価格帯) に達しなかった場合は、支払ったオプション購入金額の全額を失うこととなります。</p>	<p>3. お客さまが、取引可能時間中に売却取引を行わず、また原資産価格が権利行使価格に達しなかった場合は、支払ったオプション購入金額の全額を失うこととなります。</p>
<p>第 27 条 (免責事項)</p>	<p><u>(8) コンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスで提供する約定結果、取引情報およびその他の情報伝達遅延、誤謬または欠陥により生じた損害。</u></p> <p><u>(9) ~ (16) (略)</u></p>	<p><u>記載なし</u></p> <p><u>(8) ~ (15) (略)</u></p>